

報告事項2

屋外広告物許可件数等について

屋外広告物の許可について

屋外広告物を設置する場合、適用除外となる広告物を除き、市長の許可を受ける必要があります。屋外広告物の許可には許可期間が設けられ、許可期間後も引き続き広告物を設置する場合、更新の手続きをする必要があります。

令和2年度の条例改正では、広告物の安全管理について、申請時の「自主点検結果報告書」の点検項目を増やし、写真の添付を義務付け、屋外広告物の安全管理の強化を図りました。

また、本改正では、広告料収入を公共的取組の費用に充てるものについては、道路や公園等の禁止地域でも掲出ができることとしました。令和3年7月には、せんげん台駅西口駅前のバス停（禁止地域）で、事業者がベンチの設置及び維持管理を行うことを条件に広告付ベンチの設置を許可しました。今後も相談等があった際には、景観へ配慮し、適切な広告物の設置を誘導していきます。

■屋外広告物許可件数および手数料

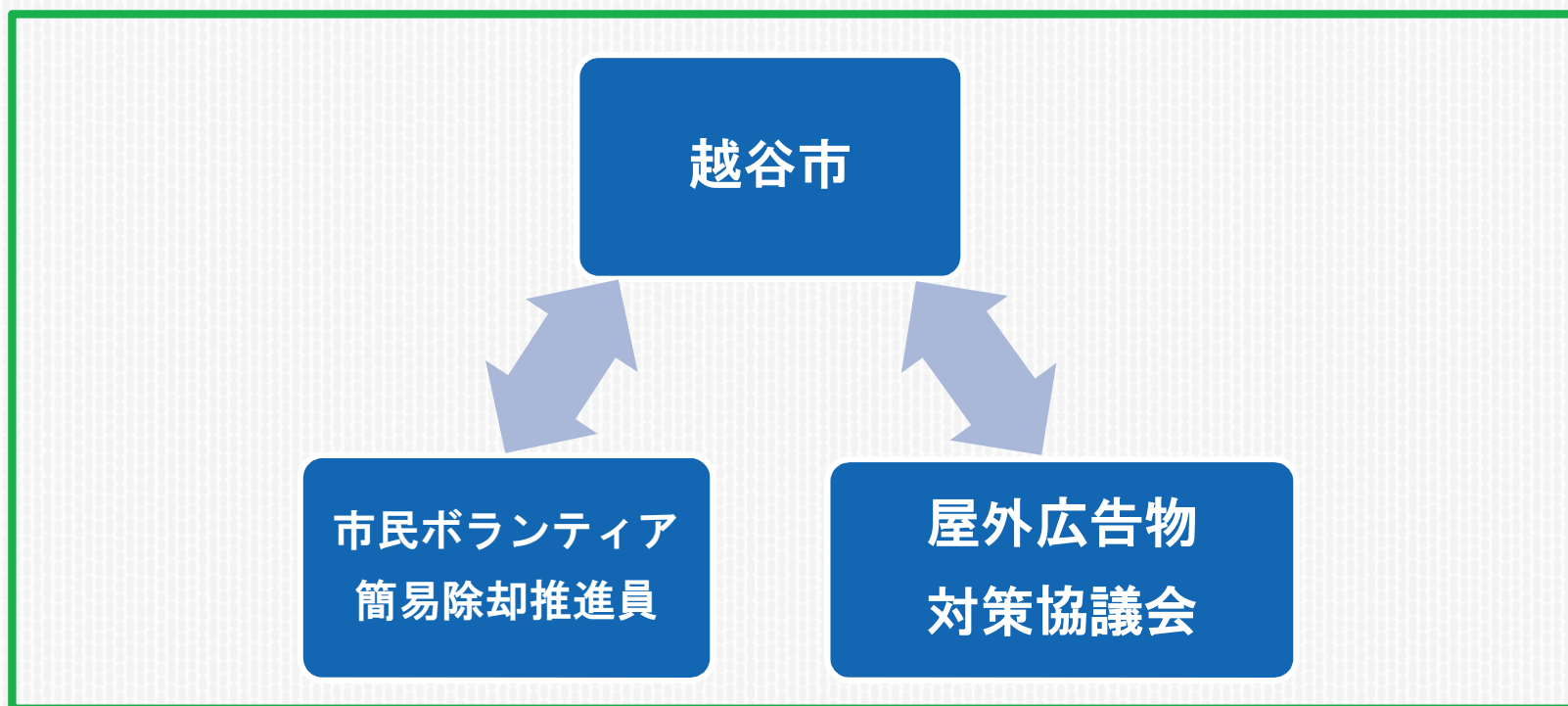
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (9月30日時点)
新規	件数（件）	49	32	50	26
	手数料（円）	352,800	211,050	283,150	201,250
更新 (変更・改造)	件数（件）	91	75	113	46
	手数料（円）	607,250	428,400	1,244,740	343,350
合計	件数（件）	140	107	163	72
	手数料（円）	960,050	639,450	※1,527,890	544,600

※東電の電柱広告の更新があった令和2年度は、東電の手数料だけで約60万円になるため、年度によって手数料に差が生じています。尚、広告の枚数は約2,000枚になりますが、「件数」は1件としてカウントしています。

違反広告物撤去活動について

越谷市屋外広告物条例の規定に違反して掲出されている広告物であって、その広告物が貼り紙・貼り札・広告旗立看板などの簡易な広告物である場合には、屋外広告物法の規定により所有者に伝えることなく、撤去することができます。これを「違反広告物撤去活動」といいます。

現在、越谷市・簡易除却推進員・屋外広告物対策協議会の3つの主体により活動を実施しています。



越谷市違反広告物簡易除却推進員による撤去活動

越谷市違反広告物簡易除却推進員とは、条例に違反した貼り紙等の除却を自ら行おうとする者であり、市内に在住、在勤、又は在学する20歳以上の者で、市が行う講習を受講し、市長の委嘱を受けた方です。平成17年度に簡易除却推進員制度が開始され、開始当初は2団体54名の登録がありました。

■人数及び団体数 (各年4月1日時点)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数	43	40	39	31
団体数	7	7	7	5

■撤去枚数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (9月30日時点)
活動回数	34	26	15	5
貼り紙	956	1,476	649	198
貼り札	2,048	1,222	90	35
広告旗	0	1	0	0
立看板	3	20	0	0
合計	3,007	2,719	739	233



越谷市屋外広告物対策協議会による撤去活動

市では、条例に違反して掲出されている貼り紙等の除却作業を、越谷建設推進協同組合（10社）、越谷市建設業協会（15社）の25社からなる「越谷市屋外広告物対策協議会」に委託しており、除却作業を毎月2～3回実施しています。

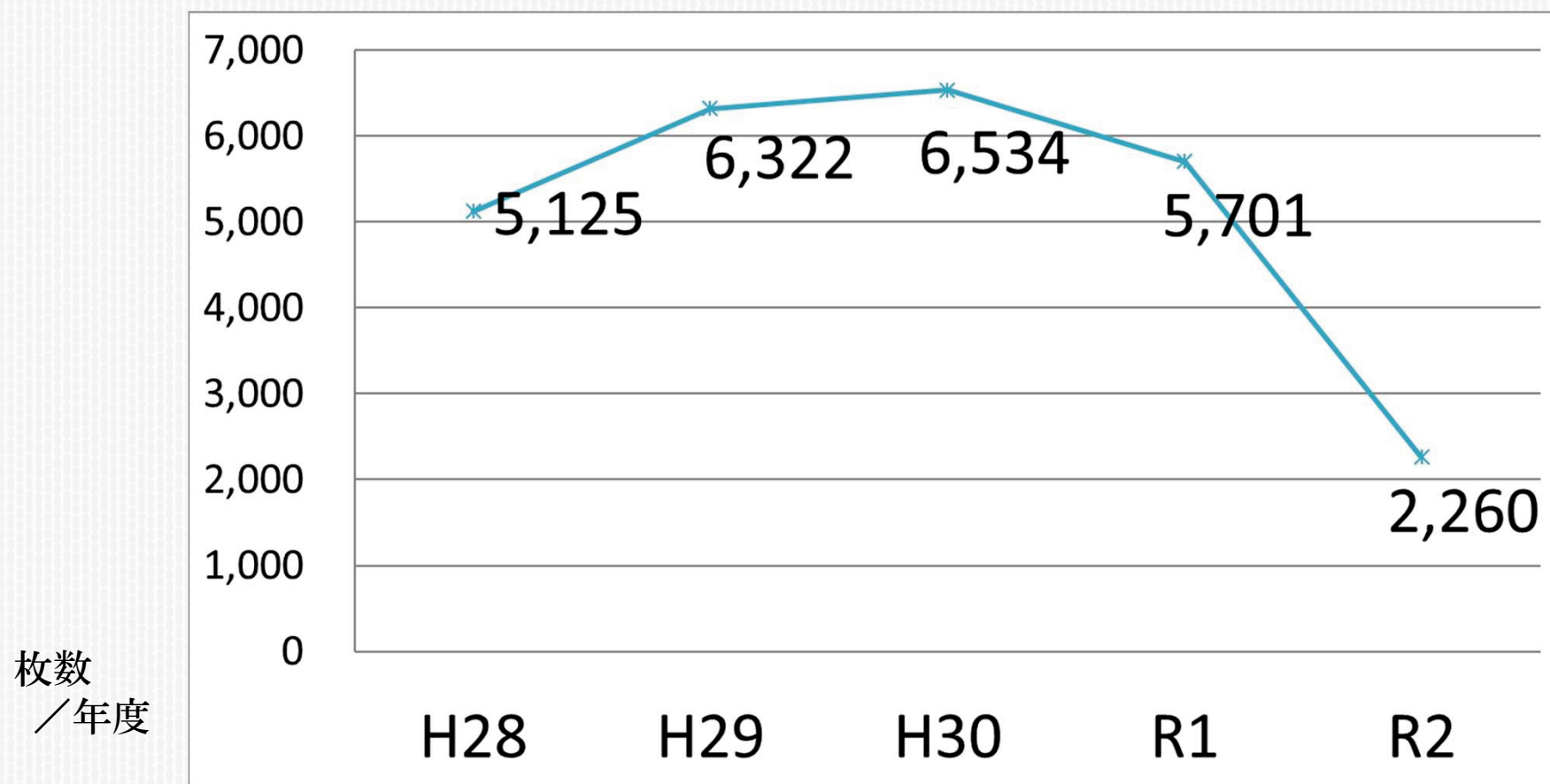
また、毎年9月には、市、越谷市屋外広告物対策協議会、協力企業の東京電力パワーグリッド（株）川口支社、日本コムシス（株）越谷サービスセンターにより、市内一斉除却活動を実施しています。



■撤去枚数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (9月30日時点)
活動回数	138	133	128	70
貼り紙	1,315	1,021	880	266
貼り札	2,168	1,713	612	294
広告旗	43	7	24	0
立看板	1	241	5	2
合計	3,527	2,982	1,521	562

違反広告物撤去枚数の推移



※令和2年度は撤去枚数が大幅に減少していますが、新型コロナウイルスの影響による事業者の休業等により、広告の掲出が減少したと考えられます。

違反広告物対策の取り組みについて

①屋外広告物対策協議会の活動方法の見直し

○違反広告物が多い地域のパトロール回数を増やすよう調整し、年間の活動回数を割り振っています。

②違反広告物抑制に係る啓発の実施

○分譲住宅の募集に関する違反広告物が多いことから、宅建業協会に対し、会員への注意文の配布を依頼しています。例年、年1回実施していましたが、令和3年度より年2回行っています。

③簡易除却推進員の募集に係る啓発活動の実施

○違反広告物対策を推進していくためには、市民ボランティアの協力が必要不可欠です。市民ボランティアの参加を促していくため、毎年2月には広報紙に募集記事を掲載するほか、市が主催している協働フェスタのイベントを通じて募集活動を行っています。

④違反広告物対策の強化

○違反の多い業者については、電話や訪問等にて直接指導を行なうほか、令和3年度より、違反広告物への警告文の貼り付けを行っています。